令和元年12月市議会定例会副市長追加議案説明

「説明者;樋口副市長]

本日、追加提案いたしました議案第164号から議案第170号の議案につきまして、 御説明申し上げます。

初めに、議案第164号 令和元年度長野市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6億70万7千円を追加し、予算総額を歳 入歳出それぞれ1,804億8,183万円とするものでございます。

以下、その内容について、歳出から御説明申し上げます。

総務関係では、国際交流コーナーに設置されている外国語での相談窓口を、英語・中国語の2か国語による対応から、翻訳機の導入による 10 か国語以上での対応とするための経費 139 万4千円、会計年度任用職員制度導入に伴う財務会計システム改修に係る経費 208 万1千円、ふるさと応援寄附額の増加に伴う返礼品等に係る経費 8,373 万円、令和2年度から実施されるマイナポイントを活用した消費活性化策に対応するため、マイナンバーカードの更なる普及に係る経費 594 万3千円を追加するものでございます。

民生関係では、児童扶養手当法の改正による支給回数の変更に伴い、切替え時期である本年度に不足する経費 2 億 6,522 万 7 千円、長野県後期高齢者医療広域連合に支出した平成 30 年度分療養給付費負担金の精算に係る経費 7,350 万 3 千円、マイナンバー情報連携等の国の制度改正に対応するための生活保護システム改修に係る経費 276 万 1 千円を追加するものでございます。

農林関係では、制度改正による農地の貸し手に対する協力金単価の増額に係る経

費330万8千円、農地中間管理法の改正を踏まえ、実行性のある人・農地プランの 策定に係る経費470万3千円、CSF(豚コレラ)の感染防止対策として、侵入防 護柵、防鳥ネットの設置等の費用助成に係る経費187万4千円、防災重点ため池等 19か所のため池ハザードマップ作成に係る経費735万円を追加するものでござい ます。

土木関係では、城山公園再整備事業において、公園内路面補強等の計画変更による増工経費 6,200 万円を追加するものでございます。

教育関係では、東京 2020 オリンピックの聖火リレー実施に伴う経費 999 万6千円、サンマリーンながのの指定管理における歳入不足額を補てんするための経費7,683 万7千円を追加するものでございます。

これらの歳出に要する財源といたしましては、国庫支出金1億3,545万4千円、 県支出金1,143万9千円、寄附金2億1,700万円、繰入金1億9,221万4千円、 市債4,460万円をもって充当するものでございます。

第2表 繰越明許費補正につきましては、エムウェーブ屋根改修事業、街路北部 幹線改良事業、街なみ環境整備事業におきまして、年度内の事業完了が見込めない ことから、予算額を翌年度へ繰り越すこととするものでございます。

第3表 債務負担行為補正につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴う令和2年度の財務会計システム改修事業費1,326万2千円、山の駅及び飯綱高原キャンプ場の施設整備のための令和2年度から令和3年度までの事業費6億5,933万8千円、4月上旬のオープンに向けたスポーツ施設の整備のための令和2年度の事業費2,639万9千円、東京オリンピック・パラリンピック期間中のコミュニティライブサイト及びパブリックビューイングの実施に係る令和2年度の事業費657万6千円、辺地対策総合整備計画に基づいた辺地債を活用し、飯綱地区舗装修繕事業促進

のための令和2年度の事業費8,825万円、第二学校給食センターにおける特定天井 耐震改修及びガスヒートポンプ更新のための令和2年度の事業費8,510万円を設定 するものでございます。

長野市吉田老人福祉センター、以下 11 件の指定管理運営事業につきましては、 令和 2 年 4 月 1 日から指定管理者を指定する施設に関し、それぞれの期間に応じそ の指定管理料について、債務負担を設定するものでございます。

第4表 地方債補正につきましては、道路橋りょう整備事業費、都市計画整備事業費につきまして、借入限度額を変更するものでございます。

次に、その他の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第 165 号は、長野市箱清水児童センターほか 11 施設において、令和 2 年 4 月 1 日から指定管理者を指定するものでございます。

議案第166号は中条総合市民センター建設機械設備工事施行のため、

議案第167号は国庫災浅川第二排水機場災害復旧工事施行のため、

議案第168号は国庫災長沼排水機場災害復旧工事施行のため、

議案第169号は国庫災小森第一排水機場災害復旧工事施行のため、それぞれ相手 方と工事請負契約を締結するものです。

議案第 170 号 交通事故に関する和解については、昨年 11 月、市内篠ノ井で発生いたしました交通事故について、損害賠償金を支払うことで、相手方と合意したことから、地方自治法第 96 条 第 1 項 第 12 号及び 第 13 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、7件の議案につきまして、御説明申し上げました。 よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。